

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年7月24日

金 曜 日

第5547号

目次

教育委員会規則

- 富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

- | | |
|-------------------------------------|----|
| ○建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱 | 2 |
| ○建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱 | 30 |

公 告

- | | |
|----------------|----|
| ○特別保護地区の指針案の縦覧 | 43 |
| ○随意契約の相手方等の公示 | 46 |

規則

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和8年7月24日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会規則第5号

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則

富山県立高等学校等の課程、学科等の設置等に関する規則（昭和39年富山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

富山県立砺波工業高等学校	全 日 制	機 械	を
		電 気	

	電 子	
--	-----	--

富山県立砺波工業高等学校	全 日 制	機械シ ステム学	に改める。
		電気情報 システム 学	
		地域デザ イン学	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(經過措置)

- 2 この規則による改正前の別表第1に規定する富山県立高等学校の課程等及び学科のうち、次の表の左欄に掲げる高等学校の同表の中欄に掲げる課程等及び同表の右欄に掲げる学科は、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和9年3月31日に当該課程等及び学科に在学する者が当該課程等及び学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

富山県立砺波工業高等学校	全 日 制	機 械
		電 気
		電 子

(教・県立高校改革推進課)

告 示

富山県告示第360号

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱を次のように定める。

令和8年7月24日

富山県知事 新 田 八 朗

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、富山県（以下「県」という。）が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の請負契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格、資格審査申請の時期及び方法、資格の有効期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 入札参加資格者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者及び当該者で構成する建設工事共同企業体（特定の建設工事を対象に結成されたものを除く。以下「共同企業体」という。）であって、第4条の規定により建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されたものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていること。
- (3) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(資格審査申請の時期及び方法)

第3条 競争入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申請するものとする。

(1) 県内に主たる営業所を有する者 次に掲げる書類

- ア 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（様式第2号）
 - イ 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知に係る書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し
 - ウ 第2条第3号に定める届出を総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し
 - エ 誓約書（様式第4号）
 - オ 次に掲げる納税証明書
 - (ア) 主たる営業所が所在する税務署により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - (イ) 富山県により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - (ウ) 申請者が個人の場合にあっては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - カ 営業所一覧表（様式第5号）
 - キ 国際標準化機構の定めるISO9001を認証取得した者にあっては、登録証その他の認証の内容を証する書類の写し
 - ク 除雪業務等の受託実績を有する者にあっては当該業務の委託契約書等の写し、富山県地域防災計画に基づく協定のうち知事が別に定めるもの（以下「災害協定」という。）に参加している者（以下「災害協定参加者」という。）にあっては当該参加を証する書類
 - ケ 災害協定参加者であって知事が別に定めるもののうち、提供することが可能な建設機械を保有している者にあっては、当該保有を証する書類
 - コ 消防団協力事業所として認定を受けた者にあっては、当該認定を証する書類
 - サ 国際標準化機構の定めるISO14001を認証取得した者にあっては、登録証その他の認証の内容を証する書類の写し
 - シ エコアクション21（環境省が策定した環境マネジメントシステムをいう。）
-

- 以下同じ。) を認証取得した者にあつては、認証を証する書類の写し
- ス 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）第12条第 1 項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者（以下「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出者」という。）にあつては、当該届出の事実を証する書類の写し
- セ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出者のうち、県から元気とやま！子育て応援企業として登録を受けた者にあつては、当該登録を証する書類の写し
- ソ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第 8 条第 1 項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をした者にあつては、当該届出の事実を証する書類の写し
- タ 県からとやま女性活躍企業として認定を受けた者にあつては、当該認定を証する書類の写し
- チ 地域又は社会に貢献したと認められる活動により国、県、市町村又は公的な団体から表彰状又は感謝状を授与された者にあつては、その表彰状又は感謝状の写し
- ツ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第43条第 1 項に規定する法定雇用障害者数が 1 人未満の事業主のうち、同法第 2 条に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者」という。）を 1 人以上雇用している者にあつては、当該雇用を証する書類
- テ 協力雇用主として富山保護観察所に登録し、更生保護法（平成19年法律第 88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護を受けた者（以下「保護観察対象者等」という。）を 3 月以上雇用した者（同法第85条第 4 項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。）にあつては、当該雇用を証する書類
- ト 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に規定する事業主のうち、常時雇用する労働者の数が 300人以下であつて、富山労

働局長から認定を受けた者にあつては、当該認定を証する書類の写し

- (2) 県外に主たる営業所を有する者 前号イからトまでに掲げる書類及び次に掲げる書類

ア 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（様式第3号）

イ 委任状（建設業法上の営業所に入札、請負代金の請求等を委任する場合）（様式第6号）

- 2 前項の申請書は、インターネットを利用する方法により入手するものとする。

- 3 第1項第1号イに掲げる書類は、第5条に規定する入札参加資格の有効期間の開始日の前日から起算して1年7月以内の期間に含まれる営業年度の終了日（該当する営業年度の終了日が2以上あるときは、申請日に最も近い日）における事実に基づき作成するものとする。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の規定にかかわらず、申請書を提出することができないものとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 政令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）

第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 第7条第1号又は第2号の規定により入札参加資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しないもの

(4) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）

- 5 申請書は、令和8年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、県内に主たる営業所を有する者にあつては主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して、県外に主たる営業所を有する者にあつては直接知事に提出するものとする。
-

- 6 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から当該定期受付年度から起算して 2 年度経過後の年度の 12 月末日まで（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、随時入札参加資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。
- 7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される特定役務に係る競争入札に参加するため申請書を提出する場合は、前項の規定にかかわらず、入札参加資格の有効期間の開始日から当該定期受付年度から起算して 2 年度経過後の年度の 3 月末日まで（休日を除く。）の間、随時受付をするものとする。この場合において、申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

（入札参加資格者名簿への登載）

第 4 条 知事は、申請書又は第 9 条第 2 項に規定する建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、入札参加資格者名簿に登載するとともに、次項の規定による工事の種類別格付の等級（格付を行わない工事にあつては、資格の有無）その他の事項を申請者に通知するものとする。なお、定期受付においては、入札参加資格者名簿の公表をもって通知に代えるものとする。

- (1) 法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項
- (2) 建設工事の種類別の県工事の成績及び表彰の状況
- (3) 富山県企業局が発注する建設工事の表彰の状況
- (4) 技術職員数の状況
- (5) 国際標準化機構の定める ISO 9001 の認証取得の有無
- (6) 除雪業務等の受託状況及び災害協定への参加状況
- (7) 災害協定参加者のうち知事が別に定めるものの建設機械の保有状況

- (8) 消防団協力事業所の認定の有無
- (9) 国際標準化機構の定める I S O 14001の認証取得の有無
- (10) エコアクション21の認証取得の有無
- (11) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出の状況
- (12) 元気とやま！子育て応援企業の登録状況
- (13) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出の状況
- (14) とやま女性活躍企業の認定の有無
- (15) 地域又は社会への貢献活動等に対する表彰の状況
- (16) 障害者の雇用の状況
- (17) 保護観察対象者等の雇用の状況
- (18) ユースエール認定企業の認定の有無
- (19) 富山県建設工事等指名停止要領に規定する指名停止及び書面又は口頭による警告若しくは注意並びに法第28条に規定する指示及び営業の停止の状況

2 工事の種類別格付は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事について行うものとする。

3 第1項の審査の結果、資格を有しない旨の通知を受けた者から請求があったときは、速やかに、当該資格を有しないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

(資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な入札参加資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

(変更の届出)

第6条 入札参加資格者又は知事に申請書を提出した者であつて入札参加資格の有効期間が始まっていないもの（以下「競争入札に参加しようとする者」という。）は、次に掲げる事項について変更があったときは、変更が生じた日から速やかに

入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（様式第 2 号）又は入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人又は共同企業体にあつては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 電話番号又はファクシミリ番号
- (6) 振替口座

2 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、直ちに入札参加資格変更届（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- (4) 廃業した場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (5) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。） その後見人、保佐人又は補助人
- (6) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人
- (7) 法第 3 条第 1 項の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になった場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
(入札参加資格の抹消又は格付の降級)

第 7 条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその者を入札参加資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。
- (3) 第 2 条各号に該当しなくなったとき。
- (4) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当することとな

ったとき。

- (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（前号に該当する者を除く。）

（発注工事に対応する建設業の許可業種の基準）

第8条 発注工事の種別に応じ入札に参加することのできる建設業の許可業種の基準は、別表のとおりとする。

（共同企業体の特例）

第9条 共同企業体の構成員は、3人以内とする。

- 2 共同企業体は、建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 協定書

(2) 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（JV業者用）（様式第9号）

(3) 構成員の総合評定値通知書の写し

(4) 構成員の第2条第3号に定める届出を総合評定値通知書で確認できない場合は、当該届出を行ったことを確認することができる書類の写し

(5) 特例希望申出書（様式第10号）

(6) 共同企業体編成表（富山県建設工事共同企業体取扱要領様式第1号）

(7) 委任状（電子入札において代表者に入札及び見積りの手続きに係る権限を委任する場合）

(8) 構成員の第3条第1項第1号エからトまでに掲げる書類

- 3 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書は、知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。ただし、知事が必要と認める場合にあっては、その都度提出することができる。この場合においては、第5条の規定は適用しない。

- 4 共同企業体の構成員が第7条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体に同条の規定を適用するものとし、共同企業体が同条各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体の構成員についても同条の規定を適用するものとする。

（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者等の特例）

第10条 第4条の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者であって、会

社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。

3 知事は、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者が、再度の入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。

（合併等により新たに設立された会社等の特例）

第11条 第4条の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者であつて、合併等により新たに設立された会社等は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。

2 前項の合併等により新たに設立された会社等とは、次に掲げる会社等をいう。

(1) 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

(2) 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

(3) 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という。）の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

(4) 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の当該営業部門の活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「譲受業者」という。）

(5) 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割（以下「分割」という。）を行つた会社（以下「分割会社」という。）の当該営業

部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社（以下「分割承継会社」という。）

3 第1項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 法第17条の2の規定による認可に係る通知書の写し（法第17条の2の規定による認可を受けている場合）
- (2) 合併、事業譲渡、会社分割等に係る契約書及び総会等議事録の写し
- (3) 特例希望申出書(様式第10号)
- (4) その他知事が別に定める書類
（建設業者としての地位を承継した相続人の特例）

第12条 第4条の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者が死亡し、その相続人が法第17条の3の規定による認可を受け、被相続人の建設業者としての地位を承継した場合は、その相続人は、第6条第2項の規定にかかわらず、相続した被相続人の資格等に基づき入札参加資格の審査の申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 法第17条の3の規定による認可に係る通知書の写し
- (2) 相続人と被相続人との続柄を証する戸籍謄本等の写し
- (3) 被相続人の営んでいた建設業の全部を相続人が継続して営業することに対する他の相続人の同意書の写し
- (4) 特例希望申出書(様式第10号)
- (5) その他知事が別に定める書類
（電子情報処理組織による手続等）

第13条 知事は、この要綱の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。

2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う

場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第 3 条から第 6 条までの規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 3 条第 1 項及び第 5 項並びに第 4 条第 1 項の規定は、令和 9 年度以後の入札参加資格者について適用し、令和 8 年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の廃止）

- 3 建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和 6 年富山県告示第331号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

発注工事に対応する建設業許可業種

発注工事の種別	対応工事の種別（建設業許可に係る業種）
一般土木工事	土木工事業
アスファルト舗装工事	舗装工事業
セメント、コンクリート舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
プレストレストコンクリート工事	土木工事業、とび・土工工事業
法面処理工事	とび・土工工事業、防水工事業
ボーリング、グラウト工事	とび・土工工事業、さく井工事業
スノーシェッド工事	土木工事業、鋼構造物工事業
ロードヒーティング工事	電気工事業
消雪装置工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道管埋設工事	土木工事業、水道施設工事業
水門、門扉工事	鋼構造物工事業
水処理装置工事	機械器具設置工事業
横断歩道橋工事	鋼構造物工事業
道路標識工事	とび・土工工事業
道路照明工事	電気工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
信号機設置工事	電気工事業、機械器具設置工事業
防護柵工事	とび・土工工事業
一般建築工事	建築工事業
給排水、衛生設備工事	管工事業
暖冷房設備工事	管工事業
電気設備工事	電気工事業

電話、通信設備工事	電気通信工事業
放送、拡声装置工事	電気通信工事業
消防、防災設備工事	消防施設工事業
エレベーター工事	機械器具設置工事業
じん芥処理施設工事	清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業
室内装飾工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
塗装工事（道路標示を含む。）	塗装工事業
防水工事	防水工事業
特殊工事	該当する対応建設業

様式第1号（第3条関係）

(表)

定期	新規
	更新

(○で囲む。)

隨時	新規	前回登録有
		前回登録無
業種追加		

(○で囲む。)

建設工事入札参加資格審査申請書

富山県発注に係る建設工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、本申請書及び添付書類に記載した事項は、全て事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

富山県知事 殿

業 者 番 号								許 可 番 号								委任の 有 無	ボーリング工事 希望の有無	※ 所 属			
								大臣・知事		番 号											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
0	5																				

I S O 9001	除雪業務等の 受託実績	災害協定 への参加	建設機械の 保有	消防団協力 事業所の認定	I S O14001	エコアクション21	一般事業主行動 計画（次世代法）	元氣とやま！子育て 応援企業の登録
23	24	25	26	27	28	29	30	31

一般事業主行動 計画（女活法）	とやま女性活躍 企業の認定	地域貢献活動等に係る表彰 ※点数		障害者 の雇用	保護観察対象 者等の雇用	ユースエール 認定企業	
		35	36				
32	33	34	35	36	37	38	39

主たる営業所（委任先を設ける場合は当該委任先）が有する許可業種

[illegible]

入札参加希望業種

[illegible]

(裏)

委任先営業所（他の営業所等に委任する場合のみ記入）

郵便番号	〒
所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
FAX番号	
担当者所属氏名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

記入上の注意（様式第1号）

→「作成・提出の手引き」を参照してください。

様式第2号（第3条、第6条関係）

入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（工事・コンサル）（県内業者用）

富山県知事

殿

年 月 日

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

次のとおり、登録（変更）願います。

区分	業 者 番 号				校 番	業 者 番 号												当 初 又 は 変 更 後		変 更 前	変 更 年 月 日
	0	5				1	0	8													
商 号 又 は 名 称	フリガナ																				
	漢字																				
代 表 者 氏 名	フリガナ																				
	漢字																				
主たる 営業所 所在地	都道府県				市区町村	市町村コード															
	字 名				番 地																
	入居先																				
	郵便番号				一	電話番号 FAX番号															

区分	業 者 番 号				校 番	業 者 番 号												預 金 種 別		口 座 名 義 人		
	0	5			2	0	8															
預 託 前 払 金 専用普通預金 口 座	銀行 金庫				支 店 出張所	口 座 番 号				預 金 種 別				口 座 名 義 人								
	金融機関コード									①普通												
部分払・ 完成払用 指定口座	銀行 金庫				支 店 出張所	口 座 番 号				預 金 種 別				口 座 名 義 人								
	金融機関コード									1 普通 2 当座												

(様式第2号裏面)

記入上の注意 (様式第2号)

- ◎ この登録書は、入札参加資格審査申請 (定期・随時) をするとき、新規、従前と同一内容での更新にかかわらず、該当する項目に全て記入の上、必ず提出してください。
- ◎ 変更登録の場合は、変更のあった項目のみ、項目単位で記入してください。
- ◎ この登録書には、主たる営業所の内容を記入してください。
- 1 業者番号欄には、入札参加資格審査申請書に記入した業者番号を記入してください。(新規に申請する場合は記入する必要はありません。)
- 2 区分欄には、新規の場合は空欄とし、変更の場合は「1」を記入してください。
- 3 商号又は名称 (漢字) 欄において、株式会社は「(株)」、有限会社は「(有)」、合名会社は「(名)」、合資会社は「(資)」の略号を使用してください。
なお、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人は略号を使用せずに、そのまま記入してください。
- 例 ○○○建設株式会社 → ○○○建設 (株)、合資会社××工業 → (資)××工業
一般財団法人△△△協会 → 一般財団法人△△△協会 (略号を使用しない。)
- 4 市町村コードは、「作成・提出の手引き」等をご確認のうえ、記入してください。
- 5 所在地の番地欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。
- 例 1丁目2番3号 → 1-2-3
987番地の6 → 987-6
- 6 入居先欄には、入居ビル名等を記入してください。(ない場合は不要です。)
- 例 ○○○ビル3階
- 7 電話番号欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。(携帯電話番号は不可)
- 8 金融機関コードは、金融機関にお問合せ等のうえ、記入してください。
- 9 口座番号、預金種別、口座名義人欄は、銀行窓口、通帳等で確認のうえ、正確に記入してください。
- 10 口座番号欄は、右詰めで記入してください。
- 11 完成払用指定口座の預金種別欄は、普通か当座に○をつけてください。
- 12 口座名義人欄は、通帳に記載されているカタカナ名義で記載してください。
- 13 郵便局は口座振替できません。
- 14 預託前払金専用普通預金口座に指定できる口座は、都市銀行、地方銀行、農林中央金庫、富山信用金庫、高岡信用金庫、砺波信用金庫、新湊信用金庫、にいわ信用金庫、富山県信用組合その他東日本建設業保証株式会社と業務委託契約を締結している金融機関の本支店の口座であり、それ以外の金融機関の口座は指定できません。
- 15 預託前払金専用普通預金口座と部分払・完成払用指定口座を同一口座とすることはできません。

(様式第 3 号裏面)

記入上の注意 (様式第 3 号)

- ◎ この登録書は、入札参加資格審査申請 (定期・随時) をするときは、新規、従前と同一内容での更新にかかわらず、該当する項目に全て記入の上、必ず提出してください。
- ◎ 変更登録の場合は、変更のあった項目のみ、項目単位で記入してください。
- ◎ 主たる (委任先) 営業所欄は、貴社が、
- (1) 委任先がある場合 → 委任先の内容
- (2) 委任先がない場合 → 主たる営業所の内容 を記入してください。
- ◎ 主たる営業所欄は、貴社が、
- (1) 委任先がある場合 → 主たる営業所の内容 を記入してください。
- (2) 委任先がない場合 → 記入不要
- 1 業者番号欄には、入札参加資格審査申請書に記入した業者番号を記入してください。(新規に申請する場合は記入する必要はありません。)
- 2 区分欄には、新規の場合は空欄とし、変更の場合は「1」を記入してください。
- 3 商号又は名称 (漢字) 欄において、株式会社は「(株)」、有限会社は「(有)」、合名会社は「(名)」、合資会社は「(資)」の略号を使用してください。
なお、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人は略号を使用せずに、そのまま記入してください。
- 例 ○○○建設株式会社 → ○○○建設 (株)、合資会社 × × 工業 → (資) × × 工業
一般財団法人 △ △ △ 協会 → 一般財団法人 △ △ △ 協会 (略号を使用しない。)
- 4 市町村コードは、「作成・提出の手引き」等をご確認のうえ、記入してください (住所が県外の場合は、記入の必要はありません)。
- 5 所在地の番地欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。
- 例 1丁目2番3号 → 1-2-3
987 番地の 6 → 987-6
- 6 入居先欄には、入居ビル名等を記入してください。(ない場合は不要です。)
- 例 ○○○ビル 3 階
- 7 電話番号欄は、アラビア数字と「-」のみで記入してください。(携帯電話番号は不可)
- 8 金融機関コードは、金融機関にお問合せ等のうえ、ご記入ください。
- 9 口座番号、預金種別、口座名義人欄は、銀行窓口、通帳等で確認のうえ、正確に記入してください。
- 10 口座番号欄は、右詰めで記入してください。
- 11 完成払用指定口座の預金種別欄は、普通か当座に○をつけてください。
- 12 口座名義人欄は、通帳に記載されているカタカナ名義で記載してください。
- 13 郵便局は口座振替できません。
- 14 預託前払金専用普通預金口座に指定できる口座は、都市銀行、地方銀行、農林中央金庫、富山信用金庫、高岡信用金庫、砺波信用金庫、新湊信用金庫、にいかわ信用金庫、富山県信用組合その他東日本建設業保証株式会社と業務委託契約を締結している金融機関の本支店の口座であり、それ以外の金融機関の口座は指定できません。
- 15 預託前払金専用普通預金口座と部分払・完成払用指定口座を同一口座とすることはできません。

様式第4号

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する建設工事入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の1及び2のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（※1）
- 2 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団（※2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※3）

年 月 日

富山県知事

殿

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※2 富山県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）

（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

様式第 5 号（第 3 条関係）

営 業 所 一 覧 表

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

商号又は名称 _____

名 称	許可を受けた建設業		所 在 地	電話番号
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(建設業法上のその他の営業所)				
(その他の営業所)				

様式第6号（第3条関係）

委 任 状

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

担当者所属氏名

担当者電話番号

担当者メールアドレス

私は、次の者を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

受任者

委任事項

- 1 入札書及び見積書の提出の件
- 2 請負契約の締結及び目的物引渡しの件
- 3 保証金の納付、還付請求及び受領の件
- 4 請負代金、前払金及び部分払の請求及び受領の件
- 5 復代理人の選任に関する件
- 6 上記各項に附帯する一切の件

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、委任期間内に請求済みの請負代金、保証金又は保証物の領収については、委任期間終了後も効力を有するものとする。

様式第7号（第6条関係）

入 札 参 加 資 格 変 更 届

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変 更 後	変 更 前	変更年月日	変更理由

(様式第7号裏面)

記入上の注意（様式第7号）

◎ この変更届は、①入札参加資格審査申請後、資格が認定されるまでの間、②資格認定後 に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合に提出してください。

- (1) 個人事業主が死亡した場合
- (2) 法人が合併により消滅した場合
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合
- (4) 廃業した場合
- (5) 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を保佐人又は補助人から得ている場合を除く。）
- (6) 破産手続開始の決定を受けた場合
- (7) 法第3条第1項の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になった場合

※記入例

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由
個人事業主		富山 太郎	R 9 . 2 . 1	死 亡

変更事項	変更後	変更前	変更年月日	変更理由
許可を受けている建設業	土、建、管、電	土、建、管、電、舗	R 8 . 8 . 30	廃 業

様式第8号（第9条関係）

建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス構成員 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

このたび、富山県の発注に係る建設工事の入札に共同企業体として参加したいので、次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する建設工事の種類

様式第9号（第9条関係）

入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（工事・コンサル）（JV業者用）

富山県知事 殿

年 月 日

次のとおり、登録（変更）願います。

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

区分	業 者 番 号				枝番
					1
当初又は変更後					
JV業者名	フリガナ				変更年月日
	漢字				
代表者氏名	フリガナ				
	漢字				
構 成 員	代表	業 者 番 号	商号又は名称	代表者氏名	出資比率

区分	業 者 番 号				枝番
					2
預託前払金 専用普通預金 口座	銀行 金庫	支 店 出張所	口座番号	預金 種別	口 座 名 義 人
				①普通	
部分払・ 完成払用 指定口座	銀行 金庫	支 店 出張所	口座番号	預金 種別	口 座 名 義 人
				1 普通 2 当座	

様式第10号

特 例 希 望 申 出 書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名
担 当 者 所 属 氏 名
担 当 者 電 話 番 号
担 当 者 メール ア ド レ ス

建設工事の入札参加資格審査にあたり、富山県建設工事入札参加資格審査要領に基づく特例の適用を希望しますので、申し出ます。

記

(次の特例のうち適用を希望する事項を記載し、その内容について具体的に記入する)

- ① 共同企業体の特例（富山県建設工事入札参加資格審査要領第 8 条）
- ② 合併等により新たに設立された会社等の特例（富山県建設工事入札参加資格審査要領第 9 条）
- ③ 官公需適格組合の特例（富山県建設工事入札参加資格審査要領第10条）
- ④ 建設業者としての地位を承継した相続人の特例（富山県建設工事入札参加資格審査要領第 11条）

適用を希望する特例

特例に該当する具体的事由等

富山県告示361号

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱を次のように定める。

令和8年7月24日

富山県知事 新 田 八 朗

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、富山県が発注する建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査若しくは補償関係コンサルタント又は道路等の維持管理の業務委託契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格、資格審査申請の時期及び方法、資格の有効期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 入札参加資格者は、営業に関し法律上必要とする資格を有する者であつて、第4条の規定により競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されたものとする。

(資格審査申請の時期及び方法)

第3条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式第1号又は様式第2号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申請するものとする。

(1) 次号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる書類

ア 技術者経歴書（様式第3号）

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）

ウ 財務諸表（2箇年分）

エ 誓約書（様式第 6 号）

オ 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和 8 年富山県告示第 361 号。以下「建設告示」という。）様式第 2 号）又は入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（建設告示様式第 3 号）

カ 委任状（県外業者のみ）（建設告示様式第 6 号）

キ 申請者が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては身分証明書

ク 次に掲げる納税証明書

（ア）主たる営業所が所在する税務署により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの

（イ）富山県により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの

（ウ）申請者が個人の場合にあっては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの

(2) 道路等の維持管理の業務 次に掲げる書類

ア 測量等実績調書（様式第 4 号）

イ 経営規模等総括表（道路等の維持管理）（様式第 5 号）

ウ 誓約書（様式第 6 号）

2 申請書並びに前項第 1 号及び第 2 号に定める書類のうち、申請書並びに同項第 1 号イ及び第 2 号イに掲げる書類は知事が別に定める基準日（以下「審査基準日」という。）における事実、同項第 1 号ア及び第 2 号アに掲げる書類は審査基準日の直前の決算に基づき作成するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第 1 項の規定にかかわらず、申請書を提出することができないものとする。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

(2) 政令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者又はその

者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (3) 第7条第1号又は第2号の規定に該当することにより資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しないもの
- (4) 道路等の維持管理の業務を希望する者で、併せて建設工事の競争入札参加資格審査の申請をしないもの
- (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）

4 申請書は、令和8年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、道路等の維持管理の業務に係る申請者にあつては主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して、道路等の維持管理の業務以外の業務に係る申請者にあつては直接知事に提出するものとする。

5 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の12月末日まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、随時資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、道路等の維持管理の業務に係る申請書にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

（資格者名簿への登載及び申請者への通知）

第4条 知事は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者を資格者名簿に登載するとともに、申請者に対し入札参加資格の有無を通知するものとする。なお、定期受付においては、資格者名簿の公表をもって通知に代えるものとする。

- (1) 審査基準日の直前に終了した2事業年度における実績高の平均を業種別に算出した額
- (2) 審査基準日の直前の決算における自己資本の額

(3) 審査基準日における申請に係る業種別の有資格者の数

(4) 審査基準日までの申請に係る業務の営業年数

(資格の有効期間)

第5条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

(変更の届出)

第6条 入札参加資格者又は知事に申請書を提出した者であつて入札参加資格の有効期間が始まっていないもの（以下「競争入札に参加しようとする者」という。）は、次に掲げる事項について変更があつたときは、変更が生じた日から速やかに入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（建設告示様式第2号）又は入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（建設告示様式第3号）を知事に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人の場合にあつては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 電話番号又はファクシミリ番号
- (6) 振替口座

2 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、直ちに入札参加資格変更届（建設告示様式第7号）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- (4) 廃業した場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (5) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を、保佐人又は補助人から得ている場合を

除く。) その後見人、保佐人又は補助人

(6) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人

(7) 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務において、それぞれの登録規程に基づく登録の有無及び登録部門に変更があった場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者

(8) 営業に関し法律上必要とする資格を失った場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者

(入札参加資格の抹消)

第7条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

(1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。

(2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。

(3) 営業に関し法律上必要とする資格を失ったとき。

(4) 政令第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）

（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の特例）

第8条 第4条の規定により資格者名簿に登載されている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。

3 知事は、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者が、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。

(電子情報処理組織による手続等)

第 9 条 知事は、この要綱の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。

- 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第 3 条から第 6 条までの規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条第 1 項及び第 4 項並びに第 4 条の規定は、令和 9 年度以降の入札参加資格者に適用し、令和 8 年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

(建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の廃止)

- 3 建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和 6 年富山県告示第332号）は、廃止する。

業者番号

0	8						
---	---	--	--	--	--	--	--

測 量 等 実 績 高	① 競争参加資格 希望業種区分	②直前2年度分決算 ※		③直前1年度分決算 ※		④直前2箇年間の年間平均実績高 ※ (千円)
		年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	
	測量					
	土木関係建設コンサルタント業務					
	地質調査業務					
	補償関係コンサルタント業務					
	建築関係建設コンサルタント業務					
	その他					
	合計					

※上表②～④の金額は、いずれも消費税を含まない額を記入してください。

自己資本額（千円）	
-----------	--

創 業 日 (※西暦で記入)	審査基準日〔直前決算日〕 (※西暦で記入)	営業年数 (A)
年 月 日	年 月 日	年 ヶ月

休業等開始日 (※西暦で記入)	休業等終了日 (※西暦で記入)	控除期間 (B)
年 月 日	年 月 日	年 ヶ月

営業年数計
(A－B)

年 月

常勤職員の数 (人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④計	⑤役職員等

有資格者数 (人)	測量士	測量士補	1級土木 施工管理 技 術 士	2級土木 施工管理 技 術 士	環 境 計 量 士	第 1 種 電気主 任技術 者	第 1 種 送電主 任技術 者	線路主 任技術 者	R C C M	
	技 術 士									
	建設部門 (土質及び 基礎以外)	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道 部 門	衛生工学 部 門	電気電機 子 門	機械部門	情報工学 部 門	総合技術 監理部門 (左記各部門 の選択科目)
	技術士 (地質調査に関 する選択科目)	地質調査技士	不動産鑑定士	土地家屋 調 査 士	司法書士	補償業務 管 理 士	公共用地 経 験 者			
	構造設計 1 級 建 築 士	設備設計 1 級 建 築 士	1 級建築士		2 級建築士		建築設備士		建築積算士 (建築積算資格者)	

様式第2号（第3条関係）

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（道路等の維持管理）

年度において、富山県から発注される道路等の維持管理業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

富山県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

担当者FAX番号

担当者メールアドレス

様式第 3 号（第 3 条関係）

技 術 者 経 歴 書

業者番号

0	8						
---	---	--	--	--	--	--	--

資格（部門）

No	氏 名	営業所	実 務 経 歴	実務経験 年 月 数
1				年 月
2				年 月
3				年 月
4				年 月
5				年 月
6				年 月
7				年 月
8				年 月
9				年 月
10				年 月
11				年 月
12				年 月
13				年 月
14				年 月
15				年 月
16				年 月
17				年 月
18				年 月
19				年 月
20				年 月

備考

- 1 様式第 1 号の有資格者数の項目と対応するように資格の級別、部門別に作成すること（例：測量士と測量士補は別葉で作成、技術士は部門ごとに別葉で作成する。RCCMは部門ごとに分ける必要はない）。
- 2 「営業所」の欄には、当該資格者が配属されている営業所名を記載すること（本店のみの場合等は記載不要）。
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式第 5 号（第 3 条関係）

経営規模等総括表（道路等の維持管理）

業者番号	1	2	3	4	5	6	7	8
	0	5						
主たる営業所の所在地	フリガナ							
商号又は名称	フリガナ							

希望 （業務内容及び業務実績高）	希望業務内容	除草										清掃										樹木・花壇の管理										
		7										8										9										
	年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで						
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5						

保有機械器具調書	名称	製造所名	種類	能力	数量

備考

- 「業者番号」の欄には、建設工事入札参加資格申請を行っている業者はその申請書に記載する業者番号を記入し、その他の業者は空欄とすること。
- 「希望業務内容」の欄には、道路等の維持管理業務のうち希望する業務内容に○印を記入すること。
- 「直前第 1 年度における業務実績高」の欄には、希望業務内容の種類別に直前第 1 年度の決算期ごとに、当該決算期以内に完成した業務の実績高（消費税抜きの金額）を記入すること。
- 「保有機械器具調書」の欄には、道路等の維持管理業務のために保有している機械器具について、名称等を記入すること。

様式第6号（第3条関係）

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する建設工事に係る測量等の入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の1及び2のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（※1）
- 2 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団（※2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※3）

年 月 日

富山県知事 殿

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）
（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※2 富山県暴力団排除条例（抜粋）
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）
（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

~~~~~

## 公 告

~~~~~

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和8年8月6日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

大笠鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

指定予定地は、白山国立公園内の標高 900メートルから 1,600メートルまでの山岳地域にあり、ヒメコマツ、ヒノキ、ネズ、ブナ、ナラ、トチ等で構成される天然林が自然度の高い良好な状態で保存されている。また、当該区域は、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているイヌワシ、クマタカ等の貴重な野生鳥獣の生息地となっている。

このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生育地の保全を図るものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県砺波農林振興センター企画振興課

（「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和8年8月6日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

氷見海岸鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

集団渡来地の特別保護地区

(2) 指定目的

当該区域周辺は、島、岩礁、海食崖、砂浜等により構成される変化に富んだ海浜地形であるため、多くの水鳥が見られ、また、春秋の渡りの季節には、シギ・チドリ類の渡り鳥も数多く見られる。当該区域は、灘浦沖に浮かぶ富山県内最大の島であり、レッドデータブックとやま2025に掲載されているハヤブサ

及びクロサギ等の貴重な鳥類が見られるほか、生物学的にも貴重な動植物相を呈している。また、当該区域は、能登半島国定公園の特別保護地区及び県の天然記念物に指定されており、生物学上貴重な文化財として重要視されているだけでなく、県民にも広く親しまれている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、自然環境の保全を図り、野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、県民等が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県高岡農林振興センター企画振興課

（「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、令和8年8月6日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 特別保護地区の名称

白木峰・金剛堂山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

当該区域は、県南部に位置する白木峰及び金剛堂山付近に位置し、植生はブナの天然林となっており、山頂部付近は高層湿原が点在し、植生の変化に富む地域となっている。このような自然環境を反映して、タカ類やツキノワグマなどをはじめとした多種多様な鳥獣の生息地として特に重要な地域となっている。

このため、当該区域を特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

5 1から4までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課HP

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター企画振興課

富山県砺波農林振興センター企画振興課

(「別紙図面」は、省略し、1から4までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

手術室映像管理システムハードウェア 1 式の納入業務

- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番78号

- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和 8 年 7 月 8 日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルメディカル株式会社富山支店 富山市境野新62番地 7

- 5 随意契約に係る契約金額

100, 100, 000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号
